

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在するC会社に雇用され、同県D市に所在する同社レンタカーグループにおいて、レンタカーを回送する作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前10時30分頃、D事務所から積載車に車両2台を積み込みA県B市内の県道を走行していたところ、前車が急ブレーキをかけたため、請求人も慌てて急ブレーキをかけたが間に合わず追突して受傷した。

請求人は、同日、E病院に受診し、「第6頸椎椎弓骨折、右膝半月板損傷の疑い、右肩腱板断裂」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆとなった。治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当すると認定し、同等級に応する障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証等から、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、せき柱の変形障害、頸部の運動障害及び神経症状、右肩の機能障害、右肩から右手の神経症状、右手指の機能障害であると認められる。

(2) 決定書別紙に掲げる障害等級の各認定基準(以下「認定基準」という。)に照らして、上記各残存障害について検討すると、以下のとおりである。

ア 右肩の機能障害、せき柱の変形障害、頸部の運動障害及び右手指の機能障害については、決定書理由第2の2の(2)のイ、ウ及びオに説示するとおり、F医師及びG医師の各意見書から、明らかな外傷性の変化や損傷を示唆する異常所見を認めることができず、また、症状の裏付けとなる客観的な医学的所見も乏しく、いずれも認定基準に該当しないと判断する。

イ 請求人が訴えている右手指のシビレ等の症状について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、原因是「中心性脊髄損傷」であると回答しているものの、画像所見などの医学的所見に関しては「脊髄損傷は明らかでない。」と述べている。G医師も意見書で画像所見では特に異常を認めないと述べており、当審査会は、当該疾病を裏付ける明確な証拠はないと判断する。

ウ 頸部痛及び右肩痛の神経症状については、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、F医師も頸部と右肩の動作時における疼痛を認めるとの所見を述べていることから、障害等級第14級に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対しても障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。